

沿岸広域振興局長告示第20号

卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）第9条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成24年4月3日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

卸売の業務を廃止しようとする者		卸売の業務を廃止しようとする地方卸売市場の名称
名称	住所	
株式会社釜石青果地方卸売市場	釜石市大渡町一丁目4番15号	株式会社釜石青果地方卸売市場